

埼玉県ふっこう割事業について

令和元年12月24日
埼玉県ふっこう割事務局

本日のアジェンダ

1. 埼玉県ふっこう割の実施にあたって
2. 対象となる旅行商品・宿泊
3. 支援対象者
4. 割引上限について
5. 旅行商品・宿泊の販売条件
6. 埼玉県ふっこう割の申請について
7. 販売計画が現実的であることを示す資料について
8. 埼玉県ふっこう割に係る証票について
9. 不正利用の防止について

1. 埼玉県ふっこう割の実施にあたって

埼玉県ふっこう割とは

令和元年台風第19号により落ち込んだ観光需要の早期回復を図るため、国が交付する補助金を活用し、

- 旅行事業者
- O T A (Online Travel Agent)
- 宿泊事業者

に対し支援金を交付し、旅行・宿泊商品の代金の一部を支援するものです。

1. 埼玉県ふっこう割の実施にあたって

参加条件

- 埼玉県ふっこう割支援金交付要綱（以下「要綱」とする）により、支援金交付申請を行うこと。
- 本事業は、令和元年台風第15号及び第19号観光支援事業費補助金を財源としていることから、要綱に留まらず令和元年台風第15号及び第19号観光支援事業費補助金交付要綱及びその趣旨に則って、旅行商品及び宿泊の販売に努めること。
- 埼玉県ふっこう割事務局（以下「事務局」とする）が決める支援金の交付決定額に同意できること。
- 販売実績に応じて支援金を支払うことに同意できること。
- スケジュールに沿った取り組みができること。
- 事務局の求めに応じ、各社ごとに対象商品を取りまとめて申請を行うこと。
- その他事業内容等に同意できること。

1. 埼玉県ふっこう割の実施にあたって

注意事項

交付決定通知を受けた支援事業者は、旅行商品及び宿泊を販売するにあたり、ルールに則った取り組みをお願いします。

埼玉県ふっこう割支援金交付要綱に記載のある事項及び誓約書にて誓約いただきました事項につきましては遵守願います。

ルールを逸脱した場合、対象外商品とみなし、支援金のお支払いが出来ない場合がありますのでご注意ください。

2. 対象となる旅行商品・宿泊

(1) 対象期間について

令和2年1月7日以降に事務局が交付決定した日から令和2年2月29日（土）まで

※ 令和2年3月1日（日）チェックアウト分までが対象となります。

(2) 対象商品について

埼玉県の災害指定地域である市町村に宿泊する旅行商品及び宿泊です。

対象市町村

48市町村（災害救助法適用市町村）

さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、深谷市、上尾市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、八潮市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町

3. 支援対象者

○旅行業法に基づく旅行業の登録を受けた者

○日本国内に法人格を有するOTA（Online Travel Agent）であり、日本国内における販売及び埼玉県への送客において相応の実績を持つと認められる者

○旅館業法に基づく旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者
ただし、風営法に基づく店舗型性風俗特殊営業施設は除く

※上記対象者に該当しない者であっても、支援対象者の事業を集約し申請手続を行う場合にあっては、本支援金の申請及び受取をすることが可能です。

3. 支援対象者

○支援対象宿泊施設の考え方

(1) 旅行会社、OTA等と一切契約していない宿泊施設

⇒対象

(2) 旅行会社、OTA等と契約しているが、旅行会社、OTA等において埼玉県ふっこう割旅行商品の取扱いがない場合

⇒対象

(3) 旅行会社、OTA等と契約しており、旅行会社、OTA等において埼玉県ふっこう割対象商品の取扱いがある。

⇒対象外

4. 割引上限について

1旅行1人1泊当たりの旅行・宿泊料金	1旅行1人1泊当たりの支援額	1旅行連泊の場合の1人当たりの支援限度額
6,000円以上 10,000円未満	3,000円	日本人観光客 15,000円 外国人観光客 50,000円
10,000円以上	5,000円	

※ 留意事項

- 上限泊数はないが、支援限度額は表のとおり（購入回数に制限なし）

4. 割引上限について

支援対象者へのお願い

- ・ 県内への経済波及効果を大きくするため、宿泊単体ではなく、買い物券等をセットにした商品の造成や販売をお願いします。
- ・ 埼玉県内の周遊促進に繋がる旅行商品の造成や販売をお願いします。

(例) 大宮駅徒歩3分のホテルで1泊9,800円の宿泊プラン

① 宿泊のみ

⇒ 3,000円の支援対象

② 宿泊に加えて、大宮ソニックシティ2Fにある埼玉県物産観光館「そぴあ」の商品券3,000円をセットにした場合

⇒ 5,000円の支援対象

4. 割引上限について

対象外事業の例

- 埼玉県への宿泊のない旅行商品
- 6,000円未満の旅行商品、宿泊
- ビジネス利用による旅行商品、宿泊（法人カードの利用不可を注意喚起）
- もともとの宿泊代金を大幅に上回るような宿泊プラン

※ 商品造成にあたっては、制度趣旨に則ったものとするようお願いいたします。

4. 割引上限について

例①「宿泊料金の上限額を上回る旅行の場合」

秩父の名湯と冬の名勝を満喫！極寒の秩父を巡る4泊5日の旅
国内向け三十槌の氷柱ライトアップ&尾ノ内百景氷柱と秩父三峯神社ツアー

令和2年1月25日～29日 日頃の感謝を込めて、娘二人が計画
父と母の予定を事前に確保して、サプライズで家族旅行
4名で申込 1名40,000円

1泊当たりの支援額 5,000円

1人当たりの支援額 15,000円
(5,000円×4泊＞日本人観光客の限度額15,000円)

ツアー料金 40,000円 ⇒ ツアー料金 25,000円に！

4. 割引上限について

例②「1室あたりの料金設定としている場合」

大物アーティストNのライブツアーと周辺観光を兼ねて来日したインバウンド観光客
ライブ会場に近く、新幹線の便がよいことから、大宮駅周辺に4泊
令和2年2月5日～9日 夫婦2名で宿泊 宿泊料 16,000円（1部屋）

1泊当たりの支援額 3,000円（一人当たり宿泊料 8,000円のため）

支援合計額 24,000円（3,000円×2名×4泊）

宿泊料金 64,000円（16,000円×4泊）

⇒ 宿泊料金 40,000円に！

5. 旅行商品・宿泊の販売条件

(1) 募集型旅行・宿泊

交付決定日以降から割引いた価格で販売いただけます。

観光需要の早期回復を図ることを目的とした支援であるため、交付決定日より前に申込を受けていたお客様には適用できません。交付決定日以降にお申し込みのお客様にのみ適用してください。

例 交付決定日が1月14日の場合

1月 6日に申込を受けた、2月の募集型旅行 → 割引販売開始前申込の為、**割引不可**

1月17日に申込を受けた、2月の募集型旅行 → 割引販売開始後申込の為、割引可

※ 交付決定日以降、新規でお申し込みのお客様へ、割引を適用してください。

(2) 受注型旅行

交付決定日以降に新規で申込があったお客様が対象です。

お客様へ支援金額が明記した契約書面（引受書、申込書、条件書等）を手交し、控えにお客様の印鑑又は署名をいただいでください。月次報告の際必要となります。

5. 旅行商品・宿泊の販売条件

(3) パンフレット・広告等

要綱で示されたルールに則り行程や宿泊プランの内容がわかる書類を作成し、最終案を交付申請時に事務局へ提出してください。

- 右記の共通ロゴを使用してください。
- 販売にあたっては、支援後の販売価格を表示するとともに、お客様に対しふっこう割の対象である旨と支援金額を明示して下さい。

【国内用の記載文章例】

「この商品は国の補助金により、3,000円の助成を受けています。」

「埼玉県ふっこう割適用 秩父三大氷柱ツアー」

【海外用の記載文章例】

「この商品は日本国政府の補助金により、5,000円の助成を受けています。」

※ 現地言語及び現地通貨での記載も可。

現地通貨で記載する場合は、換算レートと換算日を記載すること



5. 旅行商品・宿泊の販売条件

- ふっこう割事業の趣旨を踏まえ、ビジネス目的での利用はできない旨を記載してください
- 既存商品については、文章を記載した書面を作成し、既存商品の旅行パンフレットに挟み込むなどして取引条件の一部として取り扱ってください
- 既存商品について、支援を受ける前の販売価格と支援金額を明示した場合においても、キャンセル料は割引後の販売価格が算出基準となりますので、必ずその旨を表示してください
- 二重価格表示にならないよう事業者様で消費者庁HPなどをよくご確認の上、ルールどおりの表示をしていただくようお願いします
- 受注型旅行商品については、契約書面（旅行申込書・引受書等）に同様に記載してください

6. 埼玉県ふっこう割の申請について

(1) 支援金事務の流れ

- | | | |
|---|--------------------------|----------------------------------------|
| ① | 令和元年 12月24日 (火) | 支援金交付申請受付の開始 |
| ② | 令和2年 1月 6日 (月) 17時 | 支援金交付申請受付の期限
※予算に残額がある場合は継続して募集します。 |
| ③ | 令和2年 1月 7日 (火) | 支援金交付決定の通知開始 (販売開始) |
| ④ | 令和2年 2月10日 (月) | 月次報告書の提出期限 |
| ⑤ | 令和2年 3月13日 (金) | 実績報告書の提出期限 |
| ⑥ | 令和2年 3月13日~
3月24日 (火) | 順次、下記を実施
(1)交付確定通知書送付、(2)支援金支払 |

6. 埼玉県ふっこう割の申請について

(2) 書類提出の注意事項について

- 1者につき1つの申請にまとめて書類をお送りください。なお、複数の事業者の対象事業を取りまとめて1者から申請することも可能です。その場合は、申請者に支援金を一括して交付します。
- 1つの申請につき、100人泊以上の申請としてください。100人泊未満の申請となる場合は申請できません。
ただし、複数の支援対象者の事業を集約し、100人泊以上として申請することは可能です。

例：A旅館、Bホテル、C宿所では対象期間中に
それぞれ50人の宿泊利用者を見込んでいる

⇒単体では支援金の交付申請は不可
しかし、A旅館が3社分を集約し150人分の支援金交付申請を
することは可能

6. 埼玉県ふっこう割の申請について

- 各種必要な書式は、下記のWEBサイトからダウンロードしてください。
- 郵送または持参にて提出してください。FAXでの受付はしておりません。
- 送付は必ず配達記録が残る方法（宅配・書留等）で提出してください。
- 普通郵便で送付され、万が一紛失した場合は、事務局ではその責任を負いかねます。
- 支援金算出シートについては、郵送または持参に併せてメールでも提出してください。
- メールにて提出いただけない場合、申請があったものとみなしません。

6. 埼玉県ふっこう割の申請について

【送付先】

埼玉県ふっこう割事業事務局（（一社）埼玉県物産観光協会内）
住所 さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティ5F
電話 048-647-4033
Mail kanko03@sainokuni-kanko.jp

【埼玉県ふっこう割り事業事務局WEBサイト】

≪暫定WEBサイト

埼玉県公式観光サイトちょこたび埼玉情報観光局

<https://chocotabi-saitama.jp/> ≫

（申請書類等ダウンロード先）

<https://chocotabi-saitama.jp/topics/14283>

※上記WEBサイトは、専用WEBサイトを公開するまでの暫定WEBサイトとなります。

6. 埼玉県ふっこう割の申請について

(3) 交付申請時の提出書類について

ふっこう割を適用した旅行商品・宿泊についての販売計画書を提出いただきます。以下の書類を各2部提出してください（原本各2部）。

- ① 様式第1号 交付申請書
- ② 様式第2号 誓約書
- ③ 様式第3号 支援金算出シート（メールにて併せて提出ください。）
- ④ 宿泊プランや行程表、パンフレットなど内容のわかるもの

6. 埼玉県ふっこう割の申請について

(4) 月次報告時の提出書類について

旅行商品・宿泊の販売計画の状況を確認するため、1月分の実績について、2月10日までに中間報告書をメールで提出していただきます。

なお、疑義がある場合や販売計画と実績との間に乖離がある場合、事務局から聞き取り調査等を行い、支援額の再配分を行うことがありますので、宿泊及び旅行実績が証明できる書類については適宜保管いただくようお願いいたします。

また、できる限り多くの支援を実施するため、支援対象者におかれましても、不要となる額が明確となった時点で事務局まで連絡をいただくようお願いいたします。

- ① 様式第16号 月次報告書
- ② 様式第10号 事業実績書
- ③ 様式第11号 実績内訳シート

6. 埼玉県ふっこう割の申請について

(5) 実績報告時の提出書類について

旅行商品・宿泊の販売実績を確認するため、実績報告書を提出いただきます。
以下の書類を各2部提出してください（原本各2部）。なお、交付申請時の販売計画を達成できなかった場合、交付確定額は当初の交付決定額から減額となります。

- ① 様式第 9号 実績報告書
- ② 様式第10号 事業実績書
- ③ 様式第11号 実績内訳シート
- ④ 宿泊及び旅行実績が証明できる書類

宿泊日、金額、場所、人数、料金、内容等が分かる書類を確認資料として提出してください。

6. 埼玉県ふっこう割の申請について

具体的な書類は以下のとおりです。宿泊市町村、宿泊施設名称、人数、料金、宿泊日、国籍（外国人の場合）の実績が分かる書類を提出してください。

【旅行事業者の場合】

- 宿泊施設が発行する宿泊証明書又はこれに代わる書類として、宿泊日・人数・宿泊施設が確認できる書類（例：宿泊クーポン写し）
- 旅行実績を証明する旅行引受書又は申込書
- 受注型企画旅行の場合は確定金額の請求書と最終行程表
- 送客実績書（宿泊した市町村、宿泊施設が分かるようにすること）

【OTAの場合】

- 送客実績書（宿泊した市町村、宿泊施設が分かるようにすること）

【宿泊事業者の場合】

- 宿泊者名簿の写し
- 外国人旅行者の場合についてはパスポート写し

6. 埼玉県ふっこう割の申請について

(6) 請求時の提出書類について

事業者様から提出いただいた実績報告書に基づき、支援金交付確定通知書を順次送付いたします。支援金交付確定通知書に基づき、請求書等の下記の書類を提出いただきます

なお、効率的な事務を行うため、多くの事業者からの請求書の提出を待つ支払事務を行いますので、請求書の速やかな提出に御協力をお願いいたします

- ① 様式第13号 交付請求書
- ② 事務局から送られてきた交付確定通知書の写し（金額の記載ミス防止のため）
- ③ 口座番号が確認できる通帳写し等の書類

（必ず提出を求めるものではありませんが、振り込みエラー防止のため御協力願います）

6. 埼玉県ふっこう割の申請について

(7) 書類作成の注意事項について

- 捺印箇所にも漏れがないようご注意ください
- 署名・捺印は事業者様の代表者又は、担当部署の責任者名でお願いします
- 自署の場合は捺印不要です
- 書面と電子データでの齟齬がないよう、必ず確認をお願いいたします
- 販売実績がなかった場合でも、中間報告書と実績報告書の提出が必要です
- 販売実績がない場合については、記入漏れとの判別をつけるため、空欄とせず「0」と記入の上で提出してください
- また、事務局から追加で資料の提出をお願いする場合があります。その場合は事務局から支援事業者へご連絡いたしますので、御協力をお願いいたします

7. 販売計画が現実的であることを示す資料について

埼玉県ふっこう割は、申請額が予算額を上回った場合、原則として支援申請額に応じて按分することとなります。したがって、その仕組み上、支援申請額を大きく申請した事業者に対して多くの支援枠（支援金交付決定額）が配分されることとなります。

支援申請額の枠を確保しようとする悪意の事業者に濫用された場合、他事業者は、本来より多く配分されるべきであった支援枠が圧縮されてしまいます。つきましては、資料や聞き取り調査を元にして、販売計画が現実的であるか事務局にて判断させていただきます。

7. 販売計画が現実的であることを示す資料について

あまりにも非現実的である場合や根拠が乏しい場合、交付不決定や交付決定額の減額につながる可能性があります。埼玉県ふっこう割の公平な配分のため、御理解と御協力をお願いします。

なお、国要綱にて「対象地域内への外国人旅行者の行き控えを防ぐ観点から、割引総額の少なくとも2割は外国人旅行者向けの支援に充当すること」との規定があることから、事務局は当該規定を遵守するため、支援申請額に基づき単純に按分するものではありません。

7. 販売計画が現実的であることを示す資料について

例：A事業者が非現実的な販売計画を元にして交付申請を行った場合

支援予算額が100,000千円だと仮定し、交付申請内容から交付不決定もしくは減額とするような事由がない場合、交付決定額は下記のとおりとなる。

A事業者	50,000千円を交付申請	⇒	50,000千円を交付決定
B事業者	40,000千円を交付申請	⇒	40,000千円を交付決定
C事業者	10,000千円を交付申請	⇒	10,000千円を交付決定

合計 100,000千円の交付申請であるため、支援率は100%となる

※ あくまで本事例は理解を促進するためのイメージです。

7. 販売計画が現実的であることを示す資料について

ただし、A事業者が交付決定額をより大きくするために交付申請額を150,000千円とした場合、B事業者とC事業者は下記のとおり交付決定額が減額となってしまいます。

A事業者	150,000千円を交付申請	⇒	75,000千円を交付決定
B事業者	40,000千円を交付申請	⇒	20,000千円を交付決定
C事業者	10,000千円を交付申請	⇒	5,000千円を交付決定

合計 200,000千円の交付申請であるため、支援率は50%となる

※ あくまで本事例は理解を促進するためのイメージです。

8. 埼玉県ふっこう割に係る証票について

この事業は国の会計検査院の調査対象事業です。事業で使用した証票類は報告時に提出の必要が無いものについても支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管をお願いします。

○支援事業者で入手又は作成いただき、5年間保管が必要な証票について
宿泊内容が確認できる宿泊施設が発行した宿泊証明、又は旅行事業者が発行する宿泊確認書、宿泊証明できる書類（宿泊証明書、旅行引受書又は申込書、旅行特別補償保険に関する書類等）等、ふっこう割事業に係る書類については、原本の保管をお願いします。

その他、必要と思われる証票がありましたら保管をお願いします。

9. 不正利用の防止について

(1) ビジネス目的での利用防止

ビジネス目的での利用を排除するため、法人カード決済や法人向け旅行商品（出張パック）などは支援対象外とします。

(2) ノーショウ防止

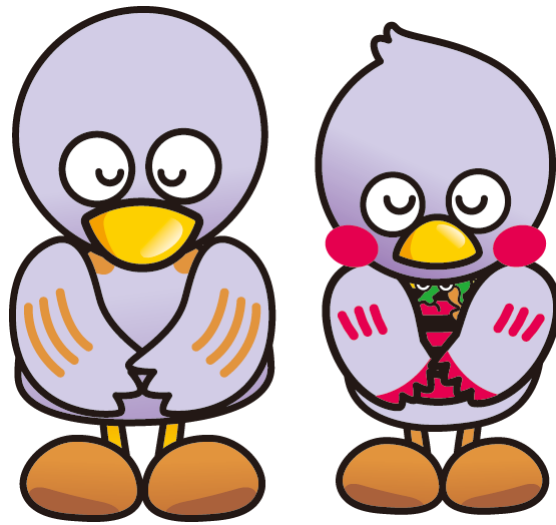
宿泊付きフリープランを購入して、実際には泊まらない、いわゆるノーショウについても支援対象外とします。

(3) 利用制限のための措置について

支援事業者等はビジネス目的、ノーショウといった本事業の不正利用を極力排除するため、ホームページ等で利用できない旨を明確に掲示してください。

また、不正利用が発覚した場合、支援事業者は事務局へ通報することとし、事務局は事実を確認の上、本事業で利用した全ての割引相当額の返還を求めるなどの措置を講じることとします。

ぜひともご検討のほどよろしく申し上げます。



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」